

福岡県医発第 1263 号 (総)

平成 18 年 9 月 29 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横 倉 義 武



新医薬品の再審査期間の延長について

標記について、日本医師会より別添のとおり通知がありましたので送付いたします。

本件は、薬事法第 14 条の 4 第 2 項の規定に基づき、パキシル錠 10 mg、パキシル錠 20 mg について新医薬品の再審査期間が延長されたことを周知するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



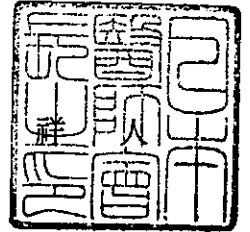
日医発第 657 号 (地 I 97)

平成 18 年 9 月 20 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐 澤



新医薬品の再審査期間の延長について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、厚生労働省医薬食品局長より標記通知が発出されるとともに、本会に対してもその周知方依頼がなされました。

本件は、薬事法第 14 条の 4 第 2 項の規定に基づき、パキシル錠 10 mg、パキシル錠 20 mg について新医薬品の再審査期間が延長されたことを周知するものです。

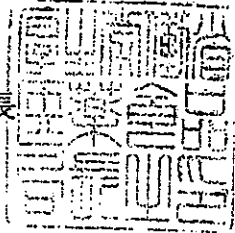
つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただきますようお願い申し上げます。



薬食発第 0913005 号
平成 18 年 9 月 13 日

社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医薬食品局長



新医薬品の再審査期間の延長について

標記につき、別紙写しのとおり各都道府県知事、政令市長及び特別区長あて通知いたしましたので、貴会におかれましても各会員に対する周知方、御協力お願いいたします。



薬食発第0913004号
平成18年9月13日

各

都道府県知事
政令市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局長

新医薬品の再審査期間の延長について

薬事法（昭和35年法律第145号）第14条の4第2項の規定に基づき、下記のとおり新医薬品の再審査期間が延長されたので、御了知のうえ関係各方面に対し周知されるようお取り計らい願いたい。

記

小児集団における使用経験の情報を集積するため、小児の用量設定に関する市販後臨床試験等を実施する必要があると認められたもの

1. パキシル錠10 mg、パキシル錠20 mg
(グラクソ・スミスクライン製薬株式会社)

延長された再審査期間：平成22年9月21日まで